

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成28年12月6日（火）16:28～16:58

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

高橋 一郎 農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課外食産業室長

久知良 俊二 厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長

根岸 功 法務省入国管理局総務課企画室長

松尾 佳典 農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課課長補佐

吉岡 明男 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課課長補佐

<事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官

（議事次第）

1 開会

2 議事 外国人受入れ拡大に係る政策提言について

3 閉会

○藤原審議官 それでは、予定されている時間が過ぎておりますので、ワーキンググループを始めさせていただきます。

最初に外国人受入拡大、特に今回は1年前の通常国会で成立をいたしました、施行後1年以内にクールジャパンの関係で具体的な措置をということで、国会でもそういった条文が通っているわけでございますけれども、クールジャパンの関係、それから、さらにインバウンドの関係の人材ということで外国人雇用協議会からも御提案を頂戴し、ワーキンググループでも議論をいたしております。それにつきましての意見交換ということでお願ひできればと思っております。

それでは、原先生、よろしくお願ひします。

○原委員 ありがとうございます。では、よろしくお願ひいたします。

○高橋室長 農水省の外食産業室の高橋でございます。よろしくお願ひいたします。

今回、外国人雇用協議会からいただいた御提案は2点あると思っていまして、1つは料

理人の在留資格を与える際に、10年以上という実務経験ではなくて、外国人就労適性試験によって在留資格を付与する。実務経験から試験へという御提案と、もう一つは料理人が料理の修業とフロアのサービスの習得を兼ねて就労するという、要は技能実習的な学びもあわせてやるという2つの御提案ではないかと考えております。

特に外食産業の現状を申し上げますと、実は店舗マネジメントとかフロアスタッフの人材不足というのは非常に顕著になっています。他の業種との人材の場合で足りないというふうになっておるのでけれども、実は調理人については人材不足の状況というのはなくて、今回このヒアリングがございますので、また改めて業界からもお話を伺ったのですけれども、料理人については足りている。問題なのはフロアスタッフ、店舗マネジメントのほうだという話を伺っています。

こういった実態も踏まえて農林水産省としては、このような感じかなということで考えているのは、今、要は質の高い、例えばイタリアンとかフレンチの料理人を入れてくるという観点から10年の実務経験を課していますので、これを試験に置きかえた場合に、しっかりととした日本の食の質が維持向上できるかどうかというのが、1つの論点ではないかと思っています。

もう一つ、ここに入ってきた料理人がフロアサービスの習得とか、いわゆる技能実習的な側面を持ち合わせた制度を御提案されていますので、ここが既存の制度との整合性を考えたときにどうかなという、この2点が農林水産省としては検討する必要があるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○原委員 内容の確認ですけれども、1つは調理人の人でイタリアンなんかで修業をするというので、10年やっていないけれども、比較的早い段階で日本に来て調理をやる。そこは確かに人手という観点では足りているということなのかもしれないけれども、日本の高いレベルのレストランで修業をするというのが、まさにクールジャパンという観点でも考えられるということであれば、そこは何らかの。

○高橋室長 これは調理師が厚生労働省の御管轄なので、なかなか我々からスパッとお答えすることはできないかもしれませんけれども、要はイタリアンを学びたい人が日本に来るというのも、普通はイタリアに行くべきではないかとも思うのです。

○原委員 従来はそう言っていたのだけれども、東京に高いレベルのレストランが日本食に限らず集まっているというようなことを言われて、これは今回提案いただいている以外にも、以前からそういう御提案をクールジャパン関係の方々からたくさんいただいているわけですけれども、そういう流れの話だと理解しています。

○高橋室長 ただ、農水省としては日本食を世界に広げていくという観点から、日本食についてはこういったような制度も、御存じだと思いますけれども、入れていますが、イタリアンとかフレンチとかを流行らせるために農水省がどうこうというのは、なかなか難しいかなという感じはします。

○原委員 流行らせるというか、むしろ外食産業の御所管ということですね。それは日本の外食産業がより質の高いものとして伸びていくため、成長していくための施策の一環としては、おそらく考え得ることなのではありませんでしょうか。

○高橋室長 そこはまず足りているというところと、レベルの高い人を入れる必要があるということなのです。要は日本のイタリアン、フレンチ、日本人の料理人も海外に行って勉強して、非常にレベルの高いものを誇っていて、それなりに海外からも評価が高いのですけれども、そういう評価を落とさない観点から今、10年以上向こうでしっかりやった、まさにハイレベルな料理人にこちらに来ていただいて、例えばホテルのレストランとかでシェフとして活躍していただくということをやっているものですから、それがそういった観点から、今回の御提案がなじむかどうかというのを検討しなければいけないのではないかと思っています。

○原委員 そこは引き続き御検討いただいたらいいかと思いますが、自分自身が教える側の立場なのか、調理の世界でどういう言い方をするのかわからないですけれども、自分がトップを張ってやれるような人ではないだけれども、サポート人材として質の高い人。それは必ずしも10年を満たしていない人が来るということもあるのではないかという御提案だと思うので、そこは御検討いただいたらいいのではないか。

それから、外食の場合は海外展開というのはあまりないですか。よく食の分野以外ですと、中小企業なんかで日本の本店に来てトレーニングを積んで、その後さらに海外に店を出すとか、そこで中核人材として活躍するというようなお話をよくあるのですけれども。

○高橋室長 日本の外食の場合、海外展開しているところは基本的には大手の例えば丸亀製麺とか、八番という大きめのラーメン店があるのですけれども、そういう日本で独自に発達してきた、いわゆる日本食と言われるものが現地で会社を立ち上げたり、もしくは合弁で海外展開する形が多くて、イタリアンとかフレンチとか中華を日本人が向こうに行って展開するというのは、今はほとんどないような状況です。

○原委員 そこは今のところそんなにないということなのかもしれないですけれども、可能性としては否定されないです。

○高橋室長 否定はされないと私は思いますが、少なくとも現状としてはそういう考えを持っているところはないということなのです。

○原委員 それから、フロアサービスのところは今、提案を見ていると調理とは別ということですね。

○高橋室長 よくわからないのです。単純に字面だけ読むと試験に受かるって料理人を入れて、その料理人にフロアサービスもやらせるみたいなことが御提案で書いてあるのではないかと理解しているのですけれども。

○原委員 これは確認をしますが、これまでほかのクールジャパン関係のところでいた御提案の中だと、むしろこれは2つ別のものであって、調理の世界での実務10年未満の人というのと、フロアサービスについて店舗のマネジメントであったり、フロアス

タッフであったりというのについても、これも相当程度の技能なり仕事の能力を要するお仕事なので、これについて一定レベルの人を入れて、日本で活躍をしてもらうという提案かなと理解していたのですが、そういうことだとするとどうかがですか。

○高橋室長 一括して書いてあるのです。よくわからないのですけれども、フロアサービスだけをやる人を入れるという御趣旨なのですか。

○原委員 調理する人がフロアサービスをやるというのは変ですね。

○高橋室長 変なのです。それはたぶん、料理人で入ってきたら、「何でおれにフロアサービスなんかやらせるんだ」ということになると思うのです。

○原委員 たぶんそれは2つ別のことを言われているのかなと私は理解していましたが。

○松尾課長補佐 こここの主語が、外国人調理師が「フロアサービスを働きながら身につける」となっていますので、調理師ではないかもしれません。

○原委員 調理師が「修行も兼ねて就労すること」で主語は切れているのではないかでしょうか。そうでないと調理師にフロアサービスをさせろってあまり合理的な内容ではないように思われますので。それはいざれにしろ確認しておきますが、仮にそういうことだとすると、どうなりますか。

○高橋室長 おそらくここが技能実習制度とのすみ分けの問題ではないかと思います。

○原委員 ただ、技能実習と言っていろいろな領域ですぐに技能実習になる場合が多いのですけれども。

○高橋室長 働きながら身につけると書いてあるのですよね。

○原委員 でも、身につけるというのは別に技能実習ではないですね。それと技能実習は関係ないですね。技能実習というのは海外に必要な人材を育ててあげるための制度ですから。

○高橋室長 そういう制度をもしつくっていただければ、フロアサービスができる人材が増えるという意味ではいいことかもしれません、少なくとも既存の制度ではできないということだと思うのです。なかなか私ども制度を所管していないのでお答えがしにくいのですが。

○原委員 そこは先ほどおっしゃられたように、人手が足りていないことは間違ひがなくて、そのときにおそらく現状ですと、実態として留学生のアルバイトとかでも外国人ばかりのお店になっているようなところがたくさんありますね。この提案全般で言っているのは、基本的には試験制度を導入します。試験によって一定程度技能があつて働くような人を入れるんです、という提案だと理解をしているので、エントリーレベルで全く技能のない人を入れますというよりは、むしろ一定程度の技能のある人を求めている。

○高橋室長 難しいのは、フロアサービスはどちらかというと単純労働に近いのです。

○原委員 それはレストランの種類にもよりますね。

○高橋室長 けれども、基本的には単純労働になると思います。

○原委員 でもレストランのサービスについては、国家資格での検定がたしかありますね。

○高橋室長 それはフランスとかですね。

○原委員 いや、日本の資格です。

○高橋室長 公のものですか。

○原委員 国家資格だったはずですよ。ホテルレストランのサービス技能検定とかたしかあったと思います。

○高橋室長 すみません、私は把握していませんけれども。

○原委員 なので、そんな単純労働ではない世界は少なくともあるのだろうなと。

今日の段階では人手が足りていないという実態があり、本当に単純労働なのか、あるいは一定の技能が必要な領域があるのかどうかというところについては、引き続きそちらでも御検証いただいて、提案内容についてはこちらで再度確認しておきますということでおろしいですか。

○高橋室長 はい。

○原委員 次は美容のところですか。

○吉岡課長補佐 生活衛生課でございます。

美容のところは先ほどもございました附則で、クールジャパンということで検討するようにということで伺っておりますので、その中で引き続き検討させていただきたいということで、まだ具体的にお答えができるレベルには検討は進んでおりませんので、改めてその対応については御説明をさせていただければと思っております。

ただ、（2）でシャンプーに限ったような資格、シャンプーに限らないのかもしれません、美容師の資格をシャンプーだけとか、特定の業務だけで分けることは資格としての位置づけ、業務独占の美容師の資格でございますので、この部分についてはより慎重な検討が必要なものということであり、現状といたしましては、シャンプーなど美容師が本来、行うべき業務の中の特定の部分だけを切り出して、別の資格を設けるということは今のところ考えておりません。全体としてこちらの前段にございますような、美容師資格を有しているような方々が日本で働く場合について、どういうアプローチがあるのかというのを引き続き検討させていただきたいと考えております。

○原委員 わかりました。ここはかねてからの懸案事項ですので、よろしくお願ひします。

それから、この提案に沿っていくと次は新・高度人材という、ちょっとこれまでの議論とはやや性質が異なるかもしれません、これはどちらからお願ひしたらよろしいですか。

○根岸室長 法務省でございます。

新・高度人材、ちょっと定義を正確に把握することがなかなか難しいのですが、このポイントは、どのぐらい高度かとか細かい点はとりあえず置いて、少なくとも今でも認めているような高度な人たちというイメージだと思いますので、その中でフリーランスかどうかというところになりますので、それですと今の在留管理の仕組みを前提にすれば、そこはなかなか難しいのだろうなと。その人の活動の継続性というものはしっかりと確認しなければいけませんし、その継続性あるいはその後、問題ないか見る上でも所属機関という

のはかなり重要なところになりますので、にわかにこれはなかなかいいとは言えない。

ただ、検討の可能性で言うと、そこはそういうものを払拭するようなしっかりした管理の仕組みというのは何ができるのかというところなのだと思います。高度な人なのだからいいとはならないと思います。これは今の高度専門職、在留資格は高度専門職に去年からなりましたが、もともと平成24年に高度人材の仕組みをつくった段階から政府全体の受入れ推進会議で検討したりですとか、ずっと議論の中でなかなかフリーランスまでは認めないことに落ち着いているものですので、今こうやればいいのではないでしょうかという提案はできないのですけれども、現行制度にかわるような仕組みがないと高度だからいいということにはならないのではないかと思います。

○原委員 これは海外の事例もいくつか挙げてもらっていますが、こういった仕組みが日本では導入が現状ではなかなかできていないということなのか、そこはどう見ていらっしゃるのかということと、もう一つは、この提言で言われているのは、要するにフリーランスの所属がない人たち、むしろイノベイティブな人たちというのはそういう所属のない人たちの中に結構いるのではないか。そういう人たちも受け入れられるような仕組みが必要ではないかということだと思いますので、そこは引き続き御検討いただけたらと思いますが、おそらく創業、起業活動についての特区での仕組みなんかもありますが、あれと類似のような形で、何らかの活動について把握をして、事前に確認をしておくような仕組みを入れることがあり得ないのかどうかといった可能性も含めて御検討いただけるといいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○根岸室長 今ある創業の特区でつくりました仕組みで1つ使えると思っています。だからそれで足りない点というのが求められている中で何なのか。この状態で、あと検討よろしくと言われても、本当に何を実現したいのかというところもあるので、具体的にこういうことがやりたいというのがあると検討もしやすいのですけれども、なかなか何か検討してくれと言われても、結構厳しいものがございまして。

○原委員 おそらく創業ビザは使えないということなのだろうと思うのです。創業の計画があって、すぐに創業するところまで至っていない。創業するのか次の活動をどうするのかというプランを練っているような状態の人たちというのが、イノベイティブな人材の中には多いのですという説明なのだと思うのですけれども、そのモラトリアム的な期間。

○根岸室長 今の例えば特区の創業を使おうと思っても、それが少なくとも創業のまだ通常の制度で言う形ができないけれども、でも創業しようとはしている人で、その要件は全てそろえられないので6ヶ月待ちましょうという仕組みをつくったわけですけれども、こういうものを創業しようとまだ決まっていなくて、もしかしたらどこかに就職するかもしれないし、やはり創業するかもしれないし、まだその辺をいろいろ考えている、いろいろな選択肢をまだ持っている人という意味合い、ただ、学校は出た人ですよという前提ということですか。日本の学校を出た人という意味ですかね。

○原委員 おそらく日本に限らないという趣旨だろうと思うのです。

○根岸室長 ということなのですね。外国から来る人も含むということですか。外国からこれから来ます。日本でまだ何をするかは決まっていませんが、一定程度高度な人ではある。そうすると、将来いるかわかりませんけれども、かなり高度なレベルの移民の受入れのような仕組みですね。人としてこの人は間違いないのだから、さすがに今、就職が決まっていない、どこに所属するか決まっていないとしても、全く問題ないでしょうというような受入れの仕組みとなるので、これはなかなか難しいのではないかと思います。

○原委員 わかりました。こちらでもどういった可能性があるのかもう少し考えてみますけれども、もしこんな絞り込みをしたら可能性があるのではないかといったようなことがあれば、御検討いただけたらと思います。

その後はたぶん、その他というところはそんなにないのだろうと思うので、次はインバウンドのところ。

○吉岡課長補佐 ホテル、旅館の団体を所管しておりますので。

厚生労働省でございます。ホテル、旅館に関しまして私どもが所管しておりますのは比較的小規模の中小零細といいますか、家族経営に近いようなところが多いので、比較的大きなものは国交省といいますか、観光庁所管の団体もあるようでございますので、業界全体としてどういった御議論をされているかまではわかりませんけれども、中小零細のところにつきましては、従業員の入件費というものが、非常にウェイトが大きいということで、できるだけ少人数で、かつ、オールラウンドの人材を求めているという傾向がございます。現状としては他の旅館、ホテルの団体とも協議をしながら、技能実習を活用しつつ、人材の確保といいますか、日本に来ていただいた外国人の方にも日本の旅館、ホテルのサービスを学んでいただくということと、あわせましてホテル、旅館で不足している人材を雇いたいというニーズ等を合わせて、まだ検討を始めたばかりの状況です。所管の団体からの要望としましては、まずは技能実習から始めた上で進めていきたいということでございます。人材不足という点はございますので、今後のインバウンドの増加に関しまして、新たにいろいろな施設が増えると思いますので、大きなところはまたニーズが違うかもしれませんけれども、まずはそういったところからアプローチを始めたいということでございます。

○原委員 ホテル、観光のところは、他のところからも特区の関係でも御提案をいくつかいただいていまして、ここは大変重要なテーマだと思っているのですけれども、検討体制としては、政府の中ではどこと御検討されることになるのですか。

○吉岡課長補佐 全体的にどこがというところになりますと、はっきりと決まっているわけではないと思いますが、やはり観光産業の振興という意味では観光庁が中心に、私どもも旅館、ホテルの団体を所管しておりますので、そこは連携しながらということと思っております。

○原委員 わかりました。これは観光庁にも今度来ていただいてやったほうがよろしいですね。

もう一つ、中身に関しては今、業界のほうでは技能実習からまずという話ではあったのですが、一方でこれは他の分野での議論でも何度か申し上げたことがあるかもしれませんけれども、技能実習というのは基本的に海外での人材の育成を目的にしている制度のはずなので、今回やろうとしている目的というのは正面から考えれば人手不足であり、特に外国人観光客に対応できるような人材が足りていないという、むしろ国内の問題に対応しようと。決して海外に貢献したくてやるということではないと思うので、そういった正面から措置、対応を検討するということがあわせてされるのが筋ではないですか。

○吉岡課長補佐 その点に関しましては、人材不足というところも当然、国内の事情としてございますので、どういった措置ができるのかにつきましては、要望書にも書いていただいていますが、一部フロント業務を外国語でサービス提供する場合にできるということでございますが、こちらも法務省の見解では、それだけということではなくて、割合に応じてはその他の業務も一部できるというような見解も示されておりますので、このあたりのところもどういったやり方が実際のホテル、旅館での業務の体制と仕分けができるのかということも含めて検討した上で、また、ここ 부분については入管制度との関係もございますので、法務省ともよく御相談をさせていただければと思っております。私どもの所管団体も、こういうところの勉強を始めている最中でございますので、明確にどういうことをやりたいということまで話が上がってきておりませんので、引き続きということになります。

○原委員 わかりました。ここは観光庁ともう一回、一緒にあわせてさせていただければと思います。

それから、今日あまり御担当の省がいらっしゃらないかもしれないですが、他の領域で言うと警備、流通、輸送という項目がありますが、これはどうしましょうか。今日難しければ個別にやったほうがよろしいですか。

○藤原審議官 個別にありますか。今日でもあれですけれども。

○原委員 もしいらっしゃる方でお答えいただけるのであれば。

○根岸室長 我々もこれを見ただけでして、その所管省庁の見解もお聞きしておりませんので、今どうということは申し上げられないのですが、例えば最初の料理人の農水省の話は、たぶんうちのスタンスの非常にわかりやすいところだと思うのですけれども、ハイレベルな方を呼ぶ中で、今は経験10年でやっているけれども、仮に別の尺度で、それは試験制度かもしれません、そのような客観的な指標でそのハイレベルさを見られるものがあれば、それは我々としても代替する余地はあると思います。そこは客観性があってどうなのかというのはよく所管省庁も含めて見ていただきなければいけませんけれども、うまくつくれれば経験が絶対だと言っているわけではありません。一定の技能を確保することが重要なことです。

一方でそうではないフロアスタッフという話が出ましたけれども、ここで出ているような他の業務にしても、もしさういう今の専門的、技術的という位置づけができないような

世界のものなのであれば、単に人手不足だったら全部そこに入れるということではないと思いますので、そこで別途、農業で議論しているように、人手不足だから全部農業に入れてしまうわけではなくて、そこの生産性向上に資するような入れ方というのが本当にあるのかどうかです。その必要があるのかどうか。日本人への影響というのはどういうものなのかということをよく詰めた上で検討すべき問題だと思います。これは全般にかかることです。個々のところについてどうということは申し上げられません。

○原委員 だから先ほどのフロアスタッフの話も含めて、それから、ここで今、残りの領域で挙げたようなところも相当程度共通すると思いますけれども、技能のレベルがどの程度求められるお仕事なのかということと、労働市場、雇用市場への影響というところを担当省庁でよく整理してほしいというのは、法務省はいつもそういうことですね。では、そこはまた個別の業種ごとで、御担当のところにも検討いただいてお話しできればということかと思います。

○原委員 あと何か事務局からよろしいですか。

○藤原審議官 先ほど御検討中だというお話も、厚労省中心にありましたけれども、法律改正等の関係があって、どんどん法律の項目も今、法制局で議論にも入りつつありますので、また年内頻繁にこの議論をさせていただかないと間に合わない可能性があると思います。よろしくお願いしたいと思います。

○原委員 では、どうもありがとうございました。引き続きよろしくお願ひします。